

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律について(概要)

資料6

趣旨

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる。

概要

1. 学校教育法の改正

＜副学長の職務について＞第92条第4項関係

- ・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

＜教授会の役割について＞第93条関係

- ・教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする
- ・教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べることができることとする

2. 国立大学法人法の改正

＜学長選考の基準・結果等の公表について＞第12条関係

- ・学長選考会議は学長選考の基準を定めることとする
- ・国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならないこととする

＜経営協議会＞第20条第3項、第27条第3項関係

- ・国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

＜教育研究評議会＞第21条第3項関係

- ・国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる副学長を評議員とする

＜その他＞附則関係

- ・新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

施行期日

平成27年4月1日

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（第一条関係）

新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改訂後 現行
改正後

改訂前 現行
改正前

第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。
 ② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
 ③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
 ④ 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

⑤ ⑩ (略)

第九十三条 大学に、教授会を置く。
 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
 二 学位の授与
 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
 ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

第九十三条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。
 (新設)
 ② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
 ③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
 ④ 副学長は、学長の職務を助ける。

⑤ ⑩ (略)

② 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

○国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（第二条関係）

新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
2 (役員の任命)	第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。	第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。
2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもつて構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。 一・二 (略)	前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもつて構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。 一・二 (略)	前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもつて構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。 一・二 (略)
3 (6) (略)	第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のみから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。	第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のみから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。
8 (国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは、当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。)	第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のみから行わなければならない。	第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のみから行わなければならない。
9 (経営協議会)	第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。	第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。
2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。 一 学長 二 学長が指名する理事及び職員 三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学	(新設) (略)	第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。
2 (経営協議会)	第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。	第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

に關し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聽いて学長が任命するもの

3 経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならぬ。
(略)

3 | 前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数
の二分の一以上でなければならぬ。

（教育研究評議会）
第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。
学長

三二 学長が指名する理事

究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者

四 | その他の教育研究講議会が定めるとこなにより学長
が指名する職員

第二項の規定により副学長（同条第四項の規定により
教育研究に関する重要事項に關する交換等）が行

教育研究は開する重要な事項は関する校務をつかさどる者に限る。）を置く場合には、当該副学長（当該副学長が二人以上の場合は、その副学長のうちから学長

4 | が指名する者) を評議員とする。
5 |
6 | (略)

(經營協議會)

第二十七条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

（略）
（経営協議会）
第二十七条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機
関法人の経営に関する重要事項を審議する機関として
、経営協議会を置く。
一 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

二

機構長が指名する理事及び職員

三 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の者で大学共同利用機関に關し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聽いて機構長が任命するもの

経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならぬ。

4 (略)

二 機構長が指名する理事及び職員

三 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の者で大学共同利用機関に關し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聽いて機構長が任命するもの

前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならない。

4 (略)

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならぬ。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

④ 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

⑤ ⑩ (略)

第九十三条 大学に、教授会を置く。

② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

（国立大学法人法の一部改正）

（役員の任命）

第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもつて構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。

一・二 (略)

3～6 (略)

7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならぬ。

8 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。

9 (略)

(経営協議会)

第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事及び職員

三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、

次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの

3 経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならない。

4～6 (略)

(教育研究評議会)

第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事

三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定

める者

四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員

3 前項各号に掲げる者のほか、学校教育法第九十二条第二項の規定により副学長（同条第四項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。）を置く場合には、当該副学長（当該副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者）を評議員とする。

4～6 （略）

（経営協議会）

第二十七条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

一 機構長

二 機構長が指名する理事及び職員

三 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の者で大学共同利用機関に関する広くかつ高い識見を有

するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの

3 経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならない。

4～6 (略)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第二条の規定による改正後の国立大学法人法（以下「新国立大学法人法」という。）の施行の状況、国立大学法人（新国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、新国立大学法人法第十二条第二項に規定する学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学法人については、学長のリーダーシップにより全学的な取組ができるよう、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会等をそれぞれ適切に機能させることによって、大学の自主的・自律的な運営の確保に努めること。
- 二 私立大学の自主性・自律性・多様性、学問分野や経営規模など各大学の実態に即した改革がなされるよう配慮すること。
- 三 学校教育法第九十三条第二項第三号の規定により、学長が教授会の意見を聞くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよう努めること。
- 四 国立大学法人の経営協議会の委員の選任や会議の運営に当たっては、学内外の委員の多様な意見を適切に反映し、学長による大学運営の適正性を確保する役割を十分に果たすことができるよう、万全を期すこと。
- 五 学長の業務執行状況のチェック機能を確保すること。
- 六 教育の機会均等を保障するため、国立大学の配置は全国的に均衡のとれた配置を維持すること。
- 七 国のGDPに比した高等教育への公的財政支出は、OECD諸国中最底水準であることに配慮し、高等教育に係る全体の予算拡充に努めること。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十六年六月十九日

参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、学校教育法第九十三条第二項第三号の規定により、学長が教授会の意見を聞くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聞いて参酌するよう努めること。

二、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学法人については、学長のリーダーシップにより全学的な取組ができるよう、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会等をそれぞれ適切に機能させることによって、大学の自主的・自律的な運営の確保に努めること。

三、学長選考会議は、学長選考基準について、学内外の多様な意見に配慮しながら、主体性を持つて策定すること。

四、監事の監査、学長選考組織による選考後の業務評価等学長の業務執行状況のチェック機能を確保すること。

五、国立大学法人の経営協議会の委員の選任や会議の運営に当たっては、学内外の委員の多様な意見を適切に反映し、学長による大学運営の適正性を確保する役割を十分に果たすことができるよう、万全を期すこと。

六、本法施行を受け、各大学等の学内規則の見直しと必要な改正が円滑に行われるよう、説明会の開催等関係者に改正の趣旨について周知に努めること。

七、私立大学の自主性・自律性・多様性、学問分野や経営規模など各大学の実態に即した改革がなされるよう配慮すること。

八、大学力を強化するため若手研究者や女性の登用が積極的に行われ、若手研究者等の意欲を高める雇用形態が整備されるよう、その環境の整備に努めること。

九、国のGDPに比した高等教育への公的財政支出は、O E C D 諸国中、最低水準であることに留意し、高等教育に係る予算の拡充に努めること。
右決議する。